

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本大学は、教育基本法の規定する教育の一般的法則と方法に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深くアジア太平洋に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする。

(自己点検・評価)

- 第1条の2 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的および社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動等の状況について自己点検および評価を行ない、その結果を公表する。
- 2 本大学は、前項の措置に加え、本大学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関による認証を受ける。

(情報公開)

第1条の3 本大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に公開する。

第2節 組織

(学部)

- 第2条 本大学に、アジア太平洋学部および国際経営学部を置く。
- 2 前項の各学部に置く学科、入学定員、2年次編入学定員、3年次編入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

アジア太平洋学部 アジア太平洋学科

入学定員 600名

2年次編入学定員 12名

3年次編入学定員 18名

収容定員 2,472名

国際経営学部 国際経営学科

入学定員 600名

2年次編入学定員 22名

3年次編入学定員 31名

収容定員 2,528名

3 第1項に定める学部教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) アジア太平洋学部は、アジア太平洋地域の多様な政治、経済、社会、文化等に関する総合的な理解にたち、国際社会、環境と開発、観光等に関する基礎的および専門的知識を修得し、言語能力、コミュニケーション能力、問題解決能力を涵養し、アジア太平洋地域が直面する多様な諸課題を理解することにより、アジア太平洋地域の持続的発展と共生に貢献できる人材を育成することを目的とする。
- (2) 国際経営学部は、マネジメントに関する基礎的な知識を伝授し、異文化コミュニケーション能力を強化し、文化の多様性を維持することを通じて、グローバル化する企業やその他組織における経営上の諸課題の解決のために活躍する、職業倫理を備えた人材を育成することを目的とする。

(大学院)

第2条の2 本大学に、大学院アジア太平洋研究科および経営管理研究科を置く。

2 前項の各研究科に置く課程、専攻および入学定員は、次のとおりとする。

アジア太平洋研究科

博士前期課程

アジア太平洋学専攻

入学定員 15名

収容定員 30名

国際協力政策専攻

入学定員 45名

収容定員 90名

博士後期課程

アジア太平洋学専攻

入学定員 10名

収容定員 30名

経営管理研究科

修士課程

経営管理専攻

入学定員 40名

収容定員 80名

3 第1項に定める研究科教育研究上の目的は、以下のとおりとする。

- (1) アジア太平洋研究科博士前期課程アジア太平洋専攻は、アジア太平洋地域が発展する上で必要となる国際関係、社会・文化等に関する専門領域の研究において高い水準の関心を持ち、高度な専門的スキルと知識を有すると共に、課題を実践的に解

決し、アジア太平洋地域の持続的発展と共生に貢献する人材を育成することを目的とする。

- (2) アジア太平洋研究科博士前期課程国際協力政策専攻は、アジア太平洋地域が発展する上で必要となる行政、環境、開発、健康、観光等に関する専門領域の研究において高い水準の関心を持ち、高度な専門的スキルと知識を有すると共に、課題を実践的に解決し、アジア太平洋地域の持続的発展と共生に貢献する人材を育成することを目的とする。
- (3) アジア太平洋研究科博士後期課程アジア太平洋専攻は、アジア太平洋地域が発展する上で必要となる新たな学問(領域)を切り拓く高度な能力を養成すると共に、アジア太平洋地域の持続的発展と共生に貢献する研究者や博士学位を有する高度専門職業人を育成することを目的とする。
- (4) 経営管理研究科修士課程経営管理専攻は、マネジメントに関する深い理解、職業倫理の深い認識、ビジネスグローバル化に対する深い洞察力をもって、グローバル化する企業やその他組織における経営上の諸問題の解決のために中心的な役割を担う創造的な総合的マネジメント人材またはリーダーを育成することを目的とする。

(付属施設および機関)

第3条 本大学に、アジア太平洋研究センター、言語教育センター、総合情報センター、教育開発・学修支援センター、その他の付属施設および機関を置く。

- 2 各付属施設および機関に関する事項については、立命館アジア太平洋研究センター規程、立命館アジア太平洋大学言語教育センター規程、立命館アジア太平洋大学総合情報センター規程、立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センター規程に定める。

(学長・副学長・学長特命補佐および学部長・研究科長)

第4条 本大学に、学長および複数名の副学長を置き、各学部に学部長、各研究科に研究科長を置く。

- 2 学長が必要とするときは、学長特命補佐を置くことができる。
- 3 各学部に副学部長、各研究科に副研究科長を置くことができる。

(学長・副学長・学長特命補佐および学部長・研究科長の職務および選任等)

第4条の2 学長は、本大学の校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

- 2 副学長は、学長の職務を助ける。副学長は、学長が任命する。任期は3年とし、重任を妨げない。
- 3 学長に事故あるときまたは学長が欠けたときは、副学長のうち、あらかじめ学長が指名した1人がその職務を代行する。
- 4 学長特命補佐は、学長が必要と判断する特命業務を担当する。学長特命補佐は、学長

が任命する。任期は1年とし、重任を妨げない。

- 5 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 6 研究科長は、大学院研究科に関する校務をつかさどる。
- 7 学長、学部長および研究科長の選任手続きは、学校法人立命館寄附行為、立命館アジア太平洋大学教授会規程、立命館アジア太平洋大学研究科委員会規程に定める。

(教職員)

第5条 本大学に、教授、准教授、講師、助教、上級講師、嘱託講師およびその他の職員を置く。

(大学評議会)

第6条 本大学に、大学評議会(本条において以下「評議会」という。)を置く。

- 2 評議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 学長および副学長
 - (2) 学部長および研究科長
 - (3) 機関長
 - (4) 事務局長
 - (5) その他評議会が必要と認める者
- 3 評議会は、必要に応じて前項に掲げる委員以外の教職員を出席させることができる。
- 4 評議会は、学長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 評議会は、次の事項について審議する。
 - (1) 教学の基本方針に関する事項
 - (2) 本大学の機構、組織および制度に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する事項
 - (4) 教学および教務に関する事項
 - (5) その他の教学および本大学の管理または運営上の重要な事項
- 6 評議会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学大学評議会運営規程に定める。

(教授会)

第7条 本大学の各学部に教授会を置く。

- 2 教授会は、その学部に属する教授、准教授、講師および助教をもって組織する。
- 3 教授会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。
- 4 教授会は、学部長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 教授会は、次の事項について審議する。
 - (1) 教育課程に関する事項

- (2) 学生の入学、退学、留学、休学、転籍および卒業に関する事項
 - (3) 教員の人事に関する報告
 - (4) その他の教学に関する重要事項
- 6 教授会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学教授会規程に定める。

(研究科委員会)

第7条の2 本大学の各研究科に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、当該研究科において研究指導資格を有する教員をもって組織する。
- 3 研究科委員会は、必要に応じて前項に掲げる者以外の教職員を出席させることができる。
- 4 研究科委員会は、研究科長がこれを招集し、その議長となる。
- 5 研究科委員会は、次の事項について審議する。
 - (1) 修士および博士学位授与に関する事項
 - (2) 教育課程に関する事項
 - (3) 大学院学生の入学、退学、留学、休学、転籍および修了に関する事項
 - (4) 教員の人事に関する報告
 - (5) その他の大学院教学に関する重要事項
- 6 研究科委員会の運営等に関する事項については、立命館アジア太平洋大学研究科委員会規程に定める。

第3節 学期および休業日

(学期)

第8条 1年間の学期は次のとおりとする。

春セメスター期 4月1日から9月20日まで

秋セメスター期 9月21日から翌年の3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日および土曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」で定める日
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 正規課程学生

第1節 修業年限および在学年限

(修業年限および標準修業年限)

第10条 学部の修業年限は4年、大学院の博士前期課程および修士課程の標準修業年限は2年、大学院の博士後期課程の標準修業年限は3年とする。

(在学年限)

第10条の2 学部の在学年限は8年、大学院の博士前期課程および修士課程の在学年限は4年、大学院の博士後期課程の在学年限は6年とする。

2 第14条第1項の規定により入学した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第11条 本大学の入学時期は、毎年4月および9月とする。

(入学の資格)

第12条 本大学の学部に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ本大学の入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で18歳に達した者

第12条の2 本大学大学院の博士前期課程または修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ本大学の入学試験に合格した者とする。

- (1) 学士の学位を有する者または大学を卒業した者

- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を優れた成績をもって修了したものと学長が認めた者
 - (7) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、22歳に達した者
- 2 本大学大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する資格を有し、かつ、本大学の入学試験に合格した者とする。
- (1) 修士の学位または学位規則(昭和28年文部省令第9号)に規定する専門職の学位を有する者
 - (2) 外国において前号の学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修し、第1号の学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 日本において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定した当該教育課程を修了し、第1号の学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達した者

(入学志願)

第13条 本大学に入学を志願する者は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める所定の手続きを行わなければならない。

- 2 入学の手続きについては、別に定める。

(入学試験の合格者の決定)

第13条の2 入学試験の合格者は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

(入学手続および入学許可)

第13条の3 合格通知を受けた者は、指定された期日までに、別に定める入学手続書類を提出するとともに、所定の学費を納付しなければならない。

2 前項の入学手続きを完了した者に、学長が入学を許可する。

(大学院の志願等)

第13条の4 本学大学院への志願等については、第13条、第13条の2および第13条の3の規定を準用する。この場合において、第13条の2に「教授会」とあるのは「研科委員会」に、「学部長」とあるのは「研究科長」に読み替える。

(学部の編入学、転入学および学士入学の資格)

第14条 学長は、本大学の学部に編入学、転入学および学士入学を希望する者がいるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

2 本大学の2年次または3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 短期大学(外国の短期大学および我が国における外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時間数が1,700時間以上であるものに限る。)を終了した者

3 本大学の2年次または3年次に転入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 2年次
大学(外国の大学を含む。)に1年以上在学し、30単位以上修得した者
- (2) 3年次
大学(外国の大学を含む。)に2年以上在学し、60単位以上修得した者

4 本学に学士入学することができる者は、学士の学位を有していなければならない。

(大学院の転入学)

第14条の2 学長は、本学大学院に転入学、転学を希望する者については、選考のうえ、本学大学院の相当年次への入学を許可することができる。

(編入学等の志願等)

第14条の3 編入学、転入学および学士入学の志願、選考、入学手続および許可については、第13条、第13条の2および第13条の3の規定を準用する。この場合において、これら規定中「入学」とあるのは「編入学」、「転入学」または「学士入学」に読み替える。

第3節 教育課程および履修方法等

(授業科目および単位数)

第15条 本大学の学部の授業科目および単位数は別表1のとおりとする。

(アジア太平洋研究科博士前期課程の科目区分)

第15条の2 アジア太平洋研究科博士前期課程の授業科目および単位数は、別表2—(1)のとおり、基礎分析科目、アジア太平洋地域関連科目、演習科目、主要科目、固有専門関連科目および自由科目に分けて配置する。

2 主要科目の授業科目は、さらに国際関係研究分野科目、社会・文化研究分野科目、国際行政研究分野科目、パブリック・ヘルス・マネジメント研究分野科目、サステナビリティ学研究分野科目、ツーリズム・ホスピタリティ研究分野科目および開発経済研究分野科目に分けて配置する。

(アジア太平洋研究科博士後期課程の科目区分)

第15条の3 アジア太平洋研究科博士後期課程の授業科目および単位数は、別表2—(2)のとおり、講義科目、演習科目、研究とプレゼンテーション科目、チュートリアルおよび自由科目に分けて配置する。

(経営管理研究科修士課程の科目区分)

第15条の4 経営管理研究科修士課程の授業科目および単位数は、別表2—(3)のとおり、基礎分析科目、コア・ビジネス・ファンダメンタル科目、キャップストーン科目、専門科目、演習科目、固有専門関連科目および自由科目に分けて配置する。

(授業方法)

第15条の5 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれか、またはこれらの併用により行う。

第15条の6 文部科学大臣が別に定めるところにより、授業科目を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。この場合において、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えてはならない。

(単位計算方法)

第16条 授業科目の単位数は、1単位あたり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準による。

(1) 講義および演習は、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、言語教育科目は、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習、実験および実技は、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

- (3) 一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち二つ以上の方法により行う場合については、その組み合わせに応じて、前2号に規定する基準を考慮して、教授会の定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教授会が単位数を定めることができる。

第16条の2 削除

(単位の授与)

第17条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を授与する。

(他大学等における授業科目の履修等)

第18条 本大学が教育上有益と認めるときは、他の大学または短期大学との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を超えない範囲で本大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合について準用する。

(大学以外の施設等における学修)

第19条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

(入学前の履修単位等の認定)

第20条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生制度により修得した単位を含む。)を、本大学に入学した後における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、30単位を超えてはならない。
- 4 編入学、転入学、学士入学および再入学の場合を除き、本大学において修得した単位

以外のものについては、第18条および前条第1項、第2項により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えてはならない。

第21条 削除

(大学院の他大学等における授業科目の履修等および入学前の履修単位等の認定)

第21条の2 第18条および第20条の規定は、本大学院においては、授業科目を大学院の授業科目と読み替えて準用する。また、第18条第2項および第20条第3項に60単位とあるのは10単位と読み替えて準用する。

(編入学、転入学および学士入学の単位認定)

第21条の3 編入学者、転入学者または学士入学者にあつては、第20条の規定により、入学以前の大学等において修得した単位のうち、2年次入学者にあつては30単位、3年次入学者にあつては62単位を超えない範囲で、本大学において履修し、修得したものとみなすことができる。

第22条 削除

(履修登録上限単位数)

第22条の2 学生が1年間または1セメスターに履修登録できる単位数の上限は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第23条 削除

第4節 休学、復学、退学、再入学、転学、転籍、留学および除籍

(休学)

第24条 病気、経済的事情、海外渡航、その他やむをえない理由により3か月を超えて学業を継続することができない者は、休学を願い出ることができる。

- 2 休学を願い出た者に対して、学部長または研究科長は、教授会または研究科委員会の議を経て、休学を許可することができる。
- 3 学長は伝染病またはその他の病気のため、大学での学修が適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。
- 4 休学期間は、セメスターとその直後のセッションで構成される期間(以下「セメスター期」という。)を単位とする。
- 5 休学期間は、引き続いて4セメスター期を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続きさらに4セメスター期の範囲内で休学を許可することがある。

- 6 休学期間は、在学期間に算入しない。
- 7 休学期間の学費は免除する。
- 8 休学の手続き等に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(復学)

第24条の2 休学している者が復学を願い出たときは、学部長または研究科長は、教授会または研究科委員会の議を経て、復学を許可することができる。

- 2 復学の手続き等に関する取扱いは、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(退学の許可)

第24条の3 退学しようとする者は、学部長または研究科長の許可を得なければならない。

- 2 退学の手続き等に関する取扱いは、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(再入学)

第24条の4 退学になった者が再入学を願い出たときは、教授会または研究科委員会の議を経て、学部長または研究科長はこれを許可することができる。

- 2 前項について、退学日を含むセメスター期の最終日の翌日から起算して3年間を経過した以降は、再入学を認めない。また、第29条により除籍となった者および第32条の3により退学処分となった者の再入学は認めない。
- 3 再入学の手続等に関する取扱いは、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(転学)

第25条 学生が他の大学に転学を志願するときは、教授会または研究科委員会の議を経て、学部長または研究科長がこれを許可することができる。

(転籍)

第26条 学部の学生で他の学部へ転籍を志願する者については、2回生または3回生から同じ回生への転籍に限り、学部長が、これを許可することがある。

- 2 大学院の学生で他の専攻へ転籍を志願する者については、第2セメスターから同じセメスターへの転籍に限り、研究科長が、これを許可することがある。ただし、他の研究科への転籍は認めない。
- 3 転籍の手続き等に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(留学)

第26条の2 留学とは、日本国内または国外の大学もしくはそれに相当する国外の高等教育機関で、本学との協定または合意に基づき、本学の許可を得て1学期相当期間以上にわたり正規の授業を受けることをいう。

第27条 学生が外国の大学または短期大学等での学修を志願するときは、学部長または研究科長が、教授会または研究科委員会の議を経て、留学を許可することができる。

- 2 留学期間は、第10条の2に定める在学期間に算入する。
- 3 留学できる者は、本学に6カ月以上在学した者とする。
- 4 留学の手續等に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第28条 削除

(除籍)

第29条 次の各号のいずれかに該当する学生は、教授会または研究科委員会の議を経て、学部長または研究科長が除籍する。

- (1) 入学手續完了者のうち就学の意思がないと認められる者
 - (2) 第10条の2に定める在学年限を超え、卒業または修了に必要な単位を修得できない者
 - (3) 二重学籍の者。ただし、海外の大学または大学院との協定に基づく共同学位プログラムの学籍を有する者は除く。
 - (4) 3カ月以上行方不明の者
 - (5) 死亡した者
 - (6) 出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格の入国査証を取得見込みであった学生のうち、査証の発給が拒否された者
- 2 除籍の手續等に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第5節 卒業、修了および学位

(卒業、修了および学位)

第30条 学長は、本大学の学部第10条に規定する修業年限以上の期間在学し、別表3に定める単位を修得した者について卒業を認定する。

- 2 前項に関わらず、学長は、本大学の学部第3年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得した者について卒業を認定することができる。
- 3 学長は、前2項の要件を満たす者に、次の区分にしたがい、学士の学位を授与する。

アジア太平洋学部 学士(アジア太平洋学)

国際経営学部 学士(経営学)

第31条 学長は、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

2 前項に関わらず、学長は、優れた業績を上げた者については、本大学大学院の博士前期課程または修士課程に1年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程または修士課程の目的に応じ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

3 学長は、前2項の要件を満たす者に、次の区分にしたがい、修士の学位を授与する。

アジア太平洋研究科

博士前期課程

アジア太平洋学専攻 修士(アジア太平洋学)

国際協力政策専攻 修士(国際協力政策)

経営管理研究科

修士課程

経営管理専攻 修士(経営管理)

4 学長は、本大学大学院の博士課程に5年(本大学または他大学の博士前期課程または修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

5 前項に関わらず、学長は、優れた業績を上げた者については、3年以上(博士前期課程または修士課程に2年以上在学し、または当該課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。)在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格した者について修了を認定する。

6 第4項に関わらず、優れた業績により博士前期課程または修士課程を1年以上の在学中に修了した者の在学期間については、博士前期課程または修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。ただし、優れた業績を上げた者については、3年(博士前期課程または修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りる。

7 第4項に関わらず、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第70条の2の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験に合格することとする。ただし、在学期間については、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りる。

8 学長は、前4項の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

アジア太平洋研究科

博士後期課程

アジア太平洋学専攻 博士(アジア太平洋学)

(修了に必要な単位数)

第31条の2 アジア太平洋研究科博士前期課程の修了に必要な単位数は、アジア太平洋地域関連科目から4単位、演習科目から4単位、主要科目のうち該当する研究分野科目から10単位を含めて32単位以上とする。ただし、必修科目は全科目を修得するものとし、自由科目は修了に必要な単位数に含まない。

- 2 アジア太平洋研究科博士後期課程の修了に必要な単位数は、30単位とする。ただし、必修科目は全科目を修得するものとし、自由科目は修了に必要な単位数に含まない。
- 3 経営管理研究科修士課程の修了に必要な単位数は、専門科目から8単位を含めて44単位以上とする。ただし、必修科目は全科目を修得するものとし、自由科目は修了に必要な単位数に含まない。
- 4 経営管理研究科に所属する者が、アジア太平洋研究科博士前期課程の基礎分析科目、アジア太平洋地域関連科目、主要科目、固有専門関連科目を修得したときは、当該の単位を修了に必要な単位に含めることができる。

第31条の3 学位授与の手續に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学学位規程に定める。

第6節 賞罰

第32条 削除

(表彰)

第32条の2 学生として表彰に値する行為があった者は、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第32条の3 本学等の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会または研究科委員会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 懲戒は、退学、停学および戒告とする。
- 3 停学期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3か月以内の場合は、修業年限に算入することができる。
- 4 懲戒の手續に関する事項は、立命館アジア太平洋大学学生懲戒規程に定める。

第7節 厚生施設

第33条 本大学に居住又はセミナーのための厚生施設としてAPハウスを置く。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第34条 削除

第35条 削除

第36条 削除

第37条 削除

第3章 正規課程以外の学生

(正規課程以外の学生)

第38条 本大学に聴講生、科目等履修生、研修生、研究生、特別聴講学生を受け入れるための制度を置く。

(聴講生)

第39条 本大学の特定科目の聴講を希望する者があるときは、選考のうえ、学部長または研究科長が聴講生としてこれを許可することができる。

2 前項の規定に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(科目等履修生)

第40条 本大学の特定科目を履修し、その単位の修得を希望する者があるときは、選考のうえ、学部長または研究科長が科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 前項の規定に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(特別聴講学生)

第41条 他の大学または短期大学の学生で、本大学と当該他大学等との協定または合意に基づき、本大学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学部長または研究科長は、選考のうえ、特別聴講学生としてこれを許可することができる。

2 特別聴講学生の手続等に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(研修生、研究生)

第41条の2 本大学において研究を行うことを希望する者があるときは、選考のうえ、研究科長が研修生または研究生として研究を許可することができる。

2 前項の規定に関する取扱いについては、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

第41条の3 削除

(正規課程以外の学生の資格および単位授与等)

第42条 聴講生となることができる者の資格は、これを制限しない。また、単位の授与はこれを行わない。

- 2 科目等履修生となることができる者は、学部にあつては、第12条の入学資格を有する者または学長が特に認めた者、大学院にあつては、第12条の2の入学資格を有する者または当該授業科目を履修するに必要な学力があると研究科長が認めた者とする。科目等履修生が、当該授業科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を授与する。
- 3 研修生となることができる者は、本大学大学院の修士の学位を授与された者で、さらに本大学において研究の継続を希望する者、または他大学大学院の修士の学位を取得している者で、本大学において研究の継続を希望し、かつ、本大学大学院の博士後期課程への入学を志望する者とする。
- 4 研究生となることができる者は、本大学大学院の博士後期課程において所定の単位を修得しているが、博士学位論文審査に合格していないために、博士の学位を取得していない者で、さらに本大学で研究の継続を希望し、かつ、博士学位の取得をめざす者とする。

第43条 特に定めるもののほか、本学則の規定は、聴講生、科目等履修生、研修生、研究生、特別聴講学生その他の正規課程以外の学生にこれを準用する。

第4章 奨学生制度

第44条 本大学に奨学生制度を設け、学業、人物ともに優秀な者に奨学金を支給する。

- 2 奨学生に関する規程は、別に定める。

第5章 学生納付金

第45条 削除

第46条 学生は、学費、学費以外の納付金および手数料を納入しなければならない。

- 2 学費とは、入学金、授業料、およびCAP費をいう。学費額は別表5—1および5—2のとおりとする。
- 3 学生は、実習を伴う特定の授業科目を履修する場合は、学費とは別に、各実施要項で定める実習費を納めなければならない。
- 4 第1項の学費以外の納付金および手数料については、立命館アジア太平洋大学学費等の納付に関する規程に定める。

(正規課程以外の学生の選考手数料、登録料等)

第46条の2 科目等履修生、大学院科目等履修生、聴講生、研修生および研究生を志願する者は、選考料を所定の期日までに納めなければならない。

2 科目等履修生に許可された者は、登録料および科目等履修料を、大学院科目等履修生に許可された者は、登録料および大学院科目等履修料を、聴講生に許可された者は、登録料および聴講料を、研修生に許可された者は登録料および研修料を、研究生に許可された者は、登録料および研究生料を納めなければならない。

3 選考料、登録料、科目等履修料、聴講料、研修料および研究生料の金額は、立命館アジア太平洋大学学費等の納付に関する規程に定める。

(入学金)

第47条 入学、編入学または学士入学を許可された者は、所定の入学金を納めなければならない。ただし、以下の各号に定める者については入学金を免除する。

(1) 立命館大学の学部から本学へ引き続き編入学する場合

(2) 本学または立命館大学の学部を卒業した者が、本学大学院へ入学する場合

(3) 第12条の2第5号により、本学または立命館大学の学部から引き続き本学大学院に入学する場合

(4) 本学または立命館大学の大学院を修了した者または博士課程に標準修業年限以上在学し、学則に定める履修要件を満たした者で博士学位を取得せずに退学した者が本学大学院に入学する場合

(休学者の学費免除)

第48条 削除

(納入期日)

第49条 学費、学費以外の納付金および手数料についての納入期日は、立命館アジア太平洋大学学費等の納付に関する規程に定める。

(未納退学)

第50条 所定の納入期日を過ぎても学費を納入しない者は、退学とする。

2 前項による退学日は、立命館アジア太平洋大学教務規程に定める。

(学費の返還)

第51条 既に納めた学費は、返還しない。

2 入学許可を得た者で、入学前の3月31日までに入学手続きの取消しを願い出た者については、入学金を除く学費相当額を返還することがある。ただし、秋入学者の願い出の期

限は、9月20日までとする。

第51条の2 学費等の納付の手續等に関する取り扱いについては、立命館アジア太平洋大学学費等の納付に関する規程に定める。

第6章 改廃規程

第52条 この学則の改廃は、教授会又は研究科委員会及び大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

本学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、第2条の収容定員は次のとおりとする。

2000年度：アジア太平洋学部—400名、アジア太平洋マネジメント学部—400名

2001年度：アジア太平洋学部—820名、アジア太平洋マネジメント学部—820名

2002年度：アジア太平洋学部—1,300名、アジア太平洋マネジメント学部—1,300名

附 則(2000年5月12日早期卒業制度の実施に伴う一部変更)

この学則は、2001年4月1日から施行し、2000年度入学者から適用する。

附 則(2002年4月5日大学院設置等に伴う一部変更等)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、第2条の2の収容定員は次のとおりとする。

2003年度：

アジア太平洋研究科

博士前期課程

アジア太平洋学専攻 15名

国際協力政策専攻 45名

博士後期課程

アジア太平洋学専攻 10名

経営管理研究科

修士課程

経営管理専攻 40名

2004年度：

アジア太平洋研究科

博士後期課程

アジア太平洋学専攻 20名

附 則(2002年6月7日大学院開講科目の追加等に伴う一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則(2003年2月4日大学設置基準等の法令の改正等並びに学期の期間変更並びに言語教育センター及びAPハウスの名称の明記並びに大学院開設並びに研修生制度、研究生制度及び大学院科目等履修生制度の設置に伴う一部変更並びに大学院開講科目の追加及び修了要件変更に伴う別表2及び別表4の一部変更)

この学則は、2003年4月1日から施行する。ただし、学期期間の変更については2000年度入学者より適用する。

附 則(2004年1月20日2004年度学部カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。ただし、2003年度以前の入学生にもその一部を適用する。

附 則(2004年2月3日執行部体制強化に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2003年6月17日大学評議会および2004年3月5日文部科学省届出による入学定員および編入学定員の変更に伴う一部変更)

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則(2005年2月1日立命館大学理工系学部との連携プログラム実施に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2005年2月1日大学院経営管理研究科カリキュラム改革に伴う一部変更)

この学則は、2005年4月1日から施行する。

附 則(2006年1月27日学費納付規程に記載されている学費額を立命館アジア太平洋大学学則へ記載変更する。また、立命館アジア太平洋大学の2006年度学費額変更に伴い一部変更する。)

この学則は、2006年4月1日から施行する。

附 則(2006年2月7日学校教育法等の一部改正、収容定員増の学則変更の認可、学部カリキュラム改革等に伴う一部変更)

この学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の収容定員は次のとおり

とする。

2006年度：

アジア太平洋学部—1,985名

アジア太平洋マネジメント学部—1,935名

2007年度：

アジア太平洋学部—2,190名

アジア太平洋マネジメント学部—2,090名

2008年度：

アジア太平洋学部—2,395名

アジア太平洋マネジメント学部—2,245名

附 則(立命館アジア太平洋大学の2007年度学費額改定及び入学金の取扱いの変更に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、立命館アジア太平洋大学、立命館大学(両大学各学部および研究科)出身者の入学金については2006年度秋入学者から適用する。

附 則(2006年12月12日 学校教育法等の一部改正に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年3月28日 大学院設置基準の一部改正、大学院カリキュラム改革等に伴う一部変更)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則(2007年11月30日立命館アジア太平洋大学の2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年3月11日アジア太平洋マネジメント学部の学部学科名称変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

(アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科の存続に関する経過措置)

アジア太平洋マネジメント学部アジア太平洋マネジメント学科は、変更後の学則第2条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、2009年3月31日に当該学部学科に在学する者が、当該学部学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則(2008年3月28日立命館アジア太平洋大学2008年度学費額改定に伴う別表の一部変更)

この学則は、2008年4月1日から施行する。

附 則(2008年11月28日立命館アジア太平洋大学の2009年度学費額変更に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年3月10日国際経営学部の学位名称変更に伴う一部変更、学部の教育研究上の目的記載に伴う一部変更、大学院科目の新設に伴う一部変更、メディアを利用した科目の取り扱いについての規定等に伴う一部変更)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則(2009年5月12日 アジア太平洋学部および国際経営学部における2年次編入学定員および3年次編入学定員の設定に伴う一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2009年12月8日教務規程からの移行等に伴う一部変更)

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2010年3月26日 2010年度学費額改定に伴う一部変更)

この学則は、2010年4月1日から施行する。

附 則(2010年5月11日 アジア太平洋学部および国際経営学部の入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2011年3月25日 学部カリキュラム改革等に伴う一部変更)

この学則は、2011年4月1日から施行する。

附 則(2011年3月25日 2010年5月11日の定員変更に伴う経過措置の追加)

第2条第2項の完成年度までの収容定員の経過措置は次のとおりとする。

2011年度

アジア太平洋学部—2,585名

国際経営学部—2,439名

2012年度

アジア太平洋学部—2,557名

国際経営学部—2,460名

2013年度

アジア太平洋学部—2,525名

国際経営学部—2,475名

附 則(2011年4月12日 入学定員、編入学定員および収容定員の変更に伴う一部変更)

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項の収容定員は、次のとおりとする。

2012年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科—2,557名

国際経営学部国際経営学科—2,481名

2013年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科—2,525名

国際経営学部国際経営学科—2,517名

2014年度

アジア太平洋学部アジア太平洋学科—2,490名

国際経営学部国際経営学科—2,543名

附 則(2012年2月14日 除籍要件の一部変更)

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則(2014年3月18日 2014年度大学院教育課程の変更に伴う一部変更)

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし2014年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則(教育研究上の目的の改定に伴う一部変更)

この学則は、2015年4月1日から施行する。

別表1

(1) 共通教育科目

① 言語教育科目

科目名	単位
英語初級A	4

英語初級B	2
英語準中級A	4
英語準中級B	2
英語中級A	4
英語中級B	2
英語準上級A	4
英語準上級B	2
英語上級1A	4
英語上級1B	2
英語上級2A	4
英語上級2B	2
ビジネス英語1	2
ビジネス英語2	2
英語多読	2
英語プロジェクト1	2
英語プロジェクト2	2
英語ディスカッションとディベート	2
英語ビジネス・プレゼンテーション	2
英語ビジネス・ライティング	2
日本語初級Ⅰ	4
日本語初級Ⅱ	4
日本語初級Ⅲ	4
日本語中級	4
日本語中上級	4
日本語上級	4
日本語プロジェクトA	2
日本語プロジェクトB	2
日本語プロジェクトC	2
日本語プロジェクトD	2
日本語プロジェクトE	2
日本語プロジェクトF	2
キャリア日本語Ⅰ	4
キャリア日本語Ⅱ	2
キャリア日本語Ⅲ	2
講義の日本語	2

日本語・日本文化Ⅰ	2
日本語・日本文化Ⅱ	2
中国語Ⅰ	4
中国語Ⅱ	4
中国語Ⅲ	4
中国語Ⅳ	4
韓国語Ⅰ	4
韓国語Ⅱ	4
韓国語Ⅲ	4
韓国語Ⅳ	4
マレー語・インドネシア語Ⅰ	4
マレー語・インドネシア語Ⅱ	4
マレー語・インドネシア語Ⅲ	4
マレー語・インドネシア語Ⅳ	2
スペイン語Ⅰ	4
スペイン語Ⅱ	4
スペイン語Ⅲ	4
スペイン語Ⅳ	2
タイ語Ⅰ	4
タイ語Ⅱ	4
タイ語Ⅲ	4
タイ語Ⅳ	2
ベトナム語Ⅰ	4
ベトナム語Ⅱ	4
ベトナム語Ⅲ	4
ベトナム語Ⅳ	2
特殊講義(言語教育科目)	2
海外集中言語研修	2
日本語A	6
日本語B	6
日本語C	6

② 共通教養科目

科目名	単位
APU入門	2

新入生ワークショップⅠ	2
新入生ワークショップⅡ	2
ピアリーダートレーニングⅠ	2
ピアリーダートレーニングⅡA	2
ピアリーダートレーニングⅡB	2
キャリア・デザインⅠ	2
キャリア・デザインⅡ	2
キャリア・デザインⅢ	2
ファーストプログラム	2
社会科学のための数学	2
統計学Ⅰ	2
統計学Ⅱ	2
コンピューターリテラシー	2
インターネット入門	2
プログラミングⅠ	2
プログラミングⅡ	2
応用プログラミング	2
データマイニングⅠ	2
データマイニングⅡ	2
インターネット技術統合	2
データベースシステム	2
メディア制作ラボA	2
メディア制作ラボB	2
メディア制作ラボC	2
メディア制作ラボD	2
情報科学ラボA	2
情報科学ラボB	2
情報科学ラボC	2
経済学入門	2
政治学入門	2
心理学入門	2
法学入門	2
環境学入門	2
開発学入門	2
国際関係論入門	2

異文化間コミュニケーション入門	2
文化・社会学入門	2
地域学入門	2
メディア入門	2
観光学入門	2
日本国憲法	2
日本の歴史	2
日本の経済	2
日本の文化と社会	2
経営史	2
生命倫理	2
アジア太平洋の地理	2
アジア太平洋の言語	2
アジア太平洋の宗教	2
アジア太平洋の文化と社会	2
アジア太平洋のビジネス・経済事情	2
アジア太平洋の歴史	2
日本の民法	2
GIS入門	2
ウェルネス	2
環境と化学	2
地球環境科学	2
日本の伝統芸術A	2
日本の伝統芸術B	2
日本の伝統芸術C	2
日本の伝統芸術D	2
TESOL I	2
TESOL II	2
日本語教授法 I	2
日本語教授法 II	2
ビジネス・コミュニケーション	2
ビジネス・ネゴシエーション	2
日英通訳の基礎 I	2
日英通訳の基礎 II	2
ブリッジプログラムA	2

ブリッジプログラムB	2
ブリッジプログラムC	2
ブリッジプログラムD	2
ブリッジプログラムE	2
ブリッジプログラムF	2
インターンシップ	2
ボランティア研究	2
特殊講義(共通教養科目)	2

(2) アジア太平洋学部

専門教育科目

科目名	単位
生物多様性	2
環境と社会	2
地球環境問題	2
開発社会学・人類学	2
調査研究法(環境・開発)	2
開発経済学	2
都市の環境と開発	2
環境経済学	2
産業生態学	2
GISとリモートセンシング	2
NGOと開発	2
コミュニティー開発論	2
公害・廃棄物処理	2
開発政策	2
環境政策	2
環境モデリング	2
国際経済学	2
開発のプロジェクト・マネジメント	2
観光政策	2
観光資源評価・管理	2
観光社会学	2
調査研究法(観光学)	2
組織マネジメント	2

観光学のための会計学	2
人的資源管理論	2
観光開発	2
観光と法	2
ヘルス&ウェルネスツーリズム	2
リスク・マネジメントとサービス・デリバリー	2
デスティネーション・マーケティング&ブランディング	2
ホスピタリティ・マーケティング	2
オペレーションズ・リサーチ	2
リゾートマネジメント	2
ホスピタリティ・マネジメント	2
旅行産業論	2
ビジネス・ツーリズム論	2
エコ・ツーリズム論	2
遺産・文化観光	2
国際政治とセキュリティ	2
アジア太平洋の比較政治経済	2
政治理論	2
国際協力論	2
開発政治論	2
調査研究法(国際関係)	2
平和学	2
国際問題と政策	2
紛争と開発	2
グローバル化と地域主義	2
グローバリゼーションと規範	2
国際法	2
国際政治史	2
アイデンティティと政治	2
戦略分析と意思決定	2
国際機構論	2
冷戦後紛争と地政学	2
暴力とテロリズム	2
アジア太平洋における国際関係	2
国際紛争解決	2

国際政治経済学	2
アジア太平洋と人権	2
アジア太平洋地域システム論	2
社会理論	2
ジェンダー研究	2
社会心理学	2
カルチュラルスタディーズ	2
国際社会学	2
組織社会学	2
文化人類学	2
社会階層論	2
調査研究法(文化・社会・メディア)	2
メディアと文化	2
メディアと芸術	2
宗教と信仰	2
言語と社会	2
地域研究 I	2
地域研究 II	2
グローバル・ヒストリー	2
多文化社会論	2
戦争とメディア	2
政治とメディア	2
文学と近代化	2
テクノロジーとニューメディア	2
教育と社会	2
言語と歴史	2
マイグレーション研究	2
グローバル化と犯罪	2
法とメディアと社会	2
エスニシティと国民国家	2
調査・研究入門	2
フィールド・スタディ	2
専門演習 I	2
専門演習 II	2
プロジェクト研究	2

卒業研究	2
卒業論文	4
特殊講義(専門教育科目)	2
特殊講義(環境・開発)	2
特殊講義(観光学)	2
特殊講義(国際関係)	2
特殊講義(文化・社会・メディア)	2

(3) 国際経営学部

専門教育科目

科目名	単位
基礎数学	2
ビジネス数学	2
経営学入門	2
会計学Ⅰ	2
会計学Ⅱ	2
金融論	2
マーケティング入門	2
組織行動論	2
財務会計論Ⅰ	2
財務会計論Ⅱ	2
原価会計	2
コーポレート・ファイナンス	2
管理会計論	2
上級会計	2
国際会計	2
監査	2
金融市場と金融制度	2
国際金融論	2
投資・証券分析	2
投資戦略	2
国際経営論	2
国際物流論	2
Eコマース	2
マーケティング・リサーチ	2

消費者行動論	2
国際マーケティング論	2
マーケティングデータ分析	2
販売・プロモーションマネジメント	2
サプライ・チェーン・マネジメント	2
サービスマネジメント	2
ブランドマネジメント	2
人的資源管理論	2
アントレプレナーシップ	2
国際人的資源管理論	2
国際比較経営	2
国際取引	2
経営戦略論	2
ファミリービジネス	2
経営情報システム	2
マクロ経済学	2
ミクロ経済学	2
生産管理論	2
開発・生産システム論	2
技術経営	2
オペレーションズ・リサーチ	2
アジア経済論	2
国際経済学	2
国際政治経済学	2
開発経済学	2
ビジネス法	2
会社法	2
ビジネスエシックス	2
ビジネス法務戦略	2
フィールド・スタディ	2
専門演習Ⅰ	2
専門演習Ⅱ	2
プロジェクト研究	2
卒業研究	2
卒業論文	4

特殊講義(専門教育科目)	2
--------------	---

別表2—(1)

アジア太平洋研究科博士前期課程の授業科目と単位数

科目名称		単位	授業方法	履修方法	配当セメスター
基礎分析科目	学術研究方法論	2	講義	必修	1
	情報リソースと計量分析	2	講義	必修	1
アジア太平洋地域関連科目	アジア太平洋社会文化論	2	講義	選択	1
	アジア太平洋政治経済論	2	講義	選択	1
	アジア太平洋環境開発論	2	講義	選択	1
	アジア太平洋観光論	2	講義	選択	1
	アジア太平洋健康論	2	講義	選択	1
	特別研究(アジア太平洋地域関連科目)	2	講義	選択	1
	演習科目	リサーチ・プロジェクト研究Ⅰ	2	演習	選択
	リサーチ・プロジェクト研究Ⅱ	2	演習	選択	2
	リサーチ・プロジェクト研究Ⅲ	2	演習	選択	3
	ファイナル・リサーチ・プロジェクト	2	演習	必修	4

主要科目	国際関係研究 分野科目	地域主義とグ ローバリゼー ション	2	講義	選択	1
		国際法	2	講義	選択	1
		国際政治経済 研究	2	講義	選択	1
		比較政治論	2	講義	選択	1
		特別研究(国 際関係)	2	講義	選択	1
		紛争解決論	2	講義	選択	1
		安全保障論	2	講義	選択	1
	社会・文化研 究分野科目	社会的構図の 変容	2	講義	選択	1
		メディアとコ ミュニケー ション	2	講義	選択	1
		国際移動論	2	講義	選択	1
		社会組織と制 度	2	講義	選択	1
		日常生活の社 会学	2	講義	選択	1
		特別研究(社 会・文化)	2	講義	選択	1
		文化変容論	2	講義	選択	1
	国際行政研究 分野科目	災害の救済・ 復興	2	講義	選択	1
		特別研究(国 際行政)	2	講義	選択	1
		国際行政特論	2	講義	選択	1
		国際機構特論	2	講義	選択	1
		プロジェクト 管理特論	2	講義	選択	1
		計画評価論	2	講義	選択	1
		コミュニティ 開発論	2	講義	選択	1
	パブリック・	環境保健	2	講義	選択	1

ヘルス・マネジメント研究分野科目	特別研究(パブリック・ヘルス・マネジメント)	2	講義	選択	1
	生物統計学	2	講義	選択	1
	医療経済学	2	講義	選択	1
	健康本質論	2	講義	選択	1
	免疫学	2	講義	選択	1
	生物情報学	2	講義	選択	1
サステイナビリティ学研究分野科目	環境資源保全	2	講義	選択	1
	応用地球環境学	2	講義	選択	1
	環境行政論	2	講義	選択	1
	環境経済特論	2	講義	選択	1
	持続可能都市論	2	講義	選択	1
	産業生態学	2	講義	選択	1
	特別研究(サステイナビリティ学)	2	講義	選択	1
ツーリズム・ホスピタリティ研究分野科目	観光経済	2	講義	選択	1
	文化遺産観光	2	講義	選択	1
	環境観光学	2	講義	選択	1
	コミュニティ観光論	2	講義	選択	1
	健康観光学	2	講義	選択	1
	特別研究(ツーリズム・ホスピタリティ)	2	講義	選択	1
	観光政策・計画	2	講義	選択	1
開発経済研究分野科目	開発経済特論	2	講義	選択	1
	マクロ経済学	2	講義	選択	1
	開発金融特論	2	講義	選択	1
	比較経済発展	2	講義	選択	1

		論				
		ミクロ経済学	2	講義	選択	1
		コミュニティ 開発論	2	講義	選択	1
		特別研究(開 発経済)	2	講義	選択	1
固有専門関連科目		不確実性意思 決定論	2	講義	選択	1
		情報技術と運 用管理	2	講義	選択	1
		製品開発戦略 研究	2	講義	選択	1
		マーケティング 戦略研究	2	講義	選択	1
		マーケティング ・リサーチ 研究	2	講義	選択	1
		ホスピタリ ティ・マネジ メント	2	講義	選択	1
		経営情報シス テム	2	講義	選択	1
		データベース 管理	2	講義	選択	1
		応用計量分析 と統計	2	講義	選択	1
	自由科目		サバイバル日 本語Ⅰ	2	講義	自由
		サバイバル日 本語Ⅱ	2	講義	自由	1
		日本語コミュ ニケーション Ⅰ	2	講義	自由	1
		日本語コミュ ニケーション Ⅱ	2	講義	自由	1

	日本語コミュニケーション III	2	講義	自由	1
	日本語コミュニケーション IV	2	講義	自由	1
	特別研究(日本語)	2	講義	自由	1

別表2—(2)

アジア太平洋研究科博士後期課程の授業科目と単位数

	科目名称	単位	授業方法	履修方法	担当セメスター
講義科目	アジア太平洋学 研究方法	2	講義	必修	1
	アジア太平洋学 理論	2	講義	必修	1
演習科目	アジア太平洋学 特別研究 I	2	演習	必修	1
	アジア太平洋学 特別研究 II	2	演習	必修	2
	アジア太平洋学 特別研究 III	2	演習	必修	3
	アジア太平洋学 特別研究 IV	2	演習	必修	4
	アジア太平洋学 特別研究 V	2	演習	必修	5
	アジア太平洋学 特別研究 VI	2	演習	必修	6
研究とプレゼン テーション科目	研究発表演習	2	演習	必修	3
	リサーチ・ペー パー I	4	演習	必修	2
	リサーチ・ペー パー II	4	演習	必修	4
チュートリアル	チュートリアル I	2	演習	必修	4

	チュートリアル Ⅱ	2	演習	必修	5
自由科目	サバイバル日本語Ⅰ	2	講義	自由	1
	サバイバル日本語Ⅱ	2	講義	自由	1
	日本語コミュニケーションⅠ	2	講義	自由	1
	日本語コミュニケーションⅡ	2	講義	自由	1
	日本語コミュニケーションⅢ	2	講義	自由	1
	日本語コミュニケーションⅣ	2	講義	自由	1

別表2—(3)

経営管理研究科修士課程の授業科目と単位数

	科目名称	単位	授業方法	履修方法	担当セメスター
基礎分析科目	計量分析と統計学	2	講義	必修	1
	マネジリアル・エコノミクス研究	2	講義	必修	1
コア・ビジネス・ファンダメンタル科目	マーケティング研究	2	講義	必修	1
	ファイナンス研究	2	講義	必修	1
	組織行動研究	2	講義	必修	1
	技術管理	2	講義	必修	1
	ビジネス・エシックス	2	講義	必修	1
	国際経営研究	2	講義	必修	1
	会計	2	講義	必修	1
	制度論	2	講義	必修	1
キャップ・ス	経営戦略研究	2	講義	必修	3

トーン科目					
選択科目	金融機関と金融市場	2	講義	選択	1
	アジア企業経営研究	2	講義	選択	1
	日本企業とアジア太平洋	2	講義	選択	1
	日本的ファミリービジネス経営	2	講義	選択	1
	品質とオペレーション管理	2	講義	選択	1
	ホスピタリティ・マネジメント	2	講義	選択	1
	財務会計	2	講義	選択	1
	経営財務研究	2	講義	選択	1
	金融リスク管理研究	2	講義	選択	1
	管理会計研究	2	講義	選択	1
	特別研究(会計とファイナンス)	2	講義	選択	1
	人材マネジメント研究	2	講義	選択	1
	製品開発戦略研究	2	講義	選択	1
	マーケティング戦略研究	2	講義	選択	1
	マーケティング・リサーチ研究	2	講義	選択	1
	特別研究(マーケティングとマネジメント)	2	講義	選択	1
	IT経営研究	2	講義	選択	1
	サプライ・	2	講義	選択	1

	チェーン・マネジメント				
	アントレプレナーシップとニュービジネス	2	講義	選択	1
	ナショナルイノベーション・システム	2	講義	選択	1
	プロジェクト管理特論	2	講義	選択	1
	特別研究(イノベーションとオペレーションマネジメント)	2	講義	選択	1
	特別研究(経営管理)	2	講義	選択	1
演習科目	マネジメント・セミナーⅠ	2	演習	必修	2
	マネジメント・セミナーⅡ	2	演習	必修	3
	マネジメント・セミナーⅢ	2	演習	必修	4
固有専門関連科目	不確実性意思決定論	2	講義	選択	1
	経営情報システム	2	講義	選択	1
	データベース管理	2	講義	選択	1
	上級研究方法論	2	講義	選択	1
	日本語コミュニケーションⅠ	2	講義	選択	1
	日本語コミュニケーションⅡ	2	講義	選択	1
	日本語コミュニケーションⅢ	2	講義	選択	1
	日本語コミュニケーション	2	講義	選択	1

	ケーションⅣ				
自由科目	サバイバル日本語Ⅰ	2	講義	自由	1
	サバイバル日本語Ⅱ	2	講義	自由	1
	特別研究(日本語)	2	講義	自由	1

別表3

(1) アジア太平洋学部および国際経営学部の英語基準で入学した学生

科目分野		卒業に必要な単位数		
共通教育科目	日本語	16単位	40単位以上	124単位以上
	言語教育科目および 共通教養科目	24単位		
専門教育科目		62単位以上		
自由選択		22単位以上		

アジア太平洋学部所属学生は専門教育科目のうち、自コース科目を20単位以上修得した場合は、学位記にコースの分野名称を記載する。

国際経営学部所属学生は専門教育科目のうち、自コース科目を30単位以上修得した場合は、学位記にコースの分野名称を記載する。

(2) アジア太平洋学部および国際経営学部の日本語基準で入学し、スタンダードトラックカリキュラムが適用された学生

科目分野		卒業に必要な単位数		
共通教育科目	英語	24単位	40単位以上	124単位以上
	言語教育科目及び共通教養科目	16単位		
専門教育科目		62単位以上		
自由選択		22単位以上		

アジア太平洋学部所属学生は専門教育科目のうち、自コース科目を20単位以上修得した場合は、学位記にコースの分野名称を記載する。

国際経営学部所属学生は専門教育科目のうち、自コース科目を30単位以上修得した場合は、学位記にコースの分野名称を記載する。

日本語基準で入学した国内学生は、言語教育科目を除く講義科目の中から20単位以上は

英語により開講される授業により修得しなければならない。

(3) アジア太平洋学部及び国際経営学部の日本語基準で入学し、アドバンストラックカリキュラムが適用された学生

科目分野		卒業に必要な単位数		
共通教育科目	英語	12単位	40単位以上	124単位以上
	言語教育科目および 共通教養科目	28単位		
専門教育科目		62単位以上		
自由選択		22単位以上		

アジア太平洋学部所属学生は専門教育科目のうち、自コース科目を20単位以上修得した場合は、学位記にコースの分野名称を記載する。

国際経営学部所属学生は専門教育科目のうち、自コース科目を30単位以上修得した場合は、学位記にコースの分野名称を記載する。

日本語基準で入学した国内学生は、言語教育科目を除く講義科目の中から20単位以上は英語により開講される授業により修得しなければならない。

別表4(削除)

別表5—1

項目		金額
アジア太平洋学部 国際経営学部	入学金	130,000円
	授業料A(固定授業料)	342,000円 (1セメスター期単位)
	授業料B(単位料)	20,500円に立命館アジア太平洋大学 学費等の納付に関する規程に定める モデル単位数を乗じた額
アジア太平洋研究科博士前期課程	入学金	130,000円
	授業料	700,000円 (1セメスター期単位)
アジア太平洋研究科博士後期課程	入学金	130,000円
	授業料	700,000円 (1セメスター期単位)
経営管理研究科	入学金	130,000円
	授業料	900,000円 (1セメスター期単位)

別表5-2

アジア太平洋学部 国際経営学部	CAP費	25,000円 (1 Semester 期単位)
--------------------	------	-----------------------------

CAP(クロスオーバー・アドヴァンスト・プログラム)を履修するアジア太平洋学部、国際経営学部の学生の学費は、学費にCAP費を加えた金額とする。